

○経済産業省告示第五十六号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、令和二年三月二十七日から施行する。

令和二年三月二十七日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は非居住者との間の支払であつて次に掲げるものに対して行うもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払</p> <p>イㄱㄴ 「略」</p> <p>ワ マリ共和国における平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるマリ共和国における平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（令和二年外務省告示第九十五号）で定めるものをいう。）</p> <p>二・三 「略」</p>	<p>一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は非居住者との間の支払であつて次に掲げるものに対して行うもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払</p> <p>イㄱㄴ 「略」</p> <p>「新設」</p> <p>二・三 「略」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。